

指 名 停 止 措 置 の 概 要		
1 指名停止措置業者名及び住所		
指名停止措置業者名	住 所	業者番号
(株) 大藤組	茨城県久慈郡大子町小生瀬4053-2	2-000973
2 指名停止措置期間 平成28年7月23日 ～ 平成28年8月5日 (2週間)		
3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等		
4 事実概要 (株) 大藤組は、平成28年6月22日、常陸大宮土木事務所大子工務所発注の落石対策工事（久慈郡大子町袋田地内）において、安全管理措置の不適切により、作業員が高所から落下し、肋骨骨折等（全治1か月）の重傷を負う事故を生じさせた。		
5 指名停止理由 (株) 大藤組が、平成28年6月22日、常陸大宮土木事務所大子工務所発注の落石対策工事（久慈郡大子町袋田地内）において、安全管理措置の不適切により、作業員が高所から落下し、肋骨骨折等（全治1か月）の重傷を負う事故を生じさせたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第2条第1項及び別表第1第8号（3）に該当する。		
〈指名停止措置要領別表第1〉		
措 置 要 件	期 間	
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1) ～ (2) 略 (3) 工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。 (4) 略	当該認定をした日から2週間以上2か月以内 2週間以上1か月以内	

問 い 合 わ せ 先
茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係 茨城県常陸太田市金井町3690 電話 0294—72—3111